

今号の主な内容

2面

所得税・住民税の申告のときにご確認ください

3面

BIZ新宿開館10周年記念
ビジネスフォーラム

8面

区役所本庁舎の
耐震改修にかかる
仮補強工事を実施しています

8面

男女共同参画推進センター
開館30周年記念イベント
ともにすすもう! 未来へ

新

報

広報しんじゅく

しんじゅくコール

☎(3209)9999 FAX(3209)9900

土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111

ホームページ☎ http://www.city.shinjuku.lg.jp/

携帯電話版☎ http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成25年(2013年)

1・25

第2056号

携帯電話用二次元コード

確定申告をお忘れなく

★所得税の申告・納税は
2月18日(月)～3月15日(金)に

★所得税の還付申告は
すでに受け付けています

問合せ

▶所得税・贈与税・消費税
等…新宿税務署(北新宿
1-19-3)☎(3362)7151、
四谷税務署(三栄町24)
☎(3359)4451

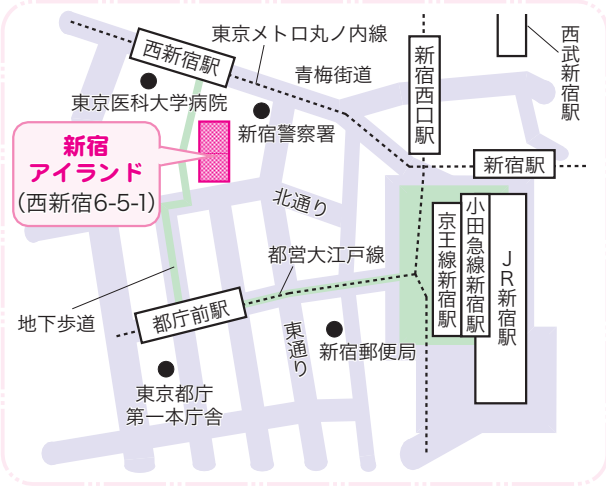
▶個人事業税…新宿都税
事務所(西新宿7-5-8)
☎(3369)7151

▶住民税…区税務課課税
第一係・第二係(本庁舎6階)
☎(5273)4107・4108

※社会保険料控除・高齢者
の方のおむつ代の医療費
控除・寝たきり高齢者の方
等の障害者控除について、
2面でご案内しています。

2月7日(木)～3月15日(金) 申告書の作成・提出会場を 新宿アイランドに開設します

所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書の作成・提出会場を、新宿アイランド地下1階アクアプラザ(西新宿6-5-1、下地図参照)に開設します。
※税務署内に確定申告書作成会場は設置しません(作成済みの申告書は土・日曜日、祝日を除き、税務署でも提出を受け付けます)。
【開設期間】2月7日(木)～3月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
【受付時間】午前9時～午後4時(提出は午後5時まで)
【相談時間】午前9時15分～午後5時



2月24日(日)・3月3日(日) 東京国税局で 申告書の作成・提出ができます

【受付時間】午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)
【相談時間】午前9時15分～午後5時
【会場】東京国税局(千代田区大手町1-3-3、大手町合同庁舎3号館)
※当日は、新宿・四谷税務署と新宿アイランドでは申告書を作成・提出できません。

インターネットで 申告書の作成・申告ができます

国税庁ホームページ(☎http://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従い金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書等が作成できます。作成した申告書等は、印刷(白黒でも可)して税務署に提出できます。
また、作成した申告書データ(平成23年分までの贈与税を除く)に電子証明書を添付して、送信(提出)もできます(e-Tax・イータックス)。
※e-Taxの利用には、事前に手続きが必要です。詳しくは、国税庁ホームページでご案内しています。

申告書は郵送でも提出できます

申告書を管轄の税務署へお送りください(新宿アイランド内の会場へは郵送できません)。
申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、「提出用」「控え用」ともボールペン書きし、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

公的年金等の確定申告

平成23年分の申告から、その年の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。
※所得税の還付を受けるための確定申告(医療費控除など)はできます。
※所得税の確定申告をする必要がない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

贈与税の申告と納税

平成24年中に個人から土地・建物・現金・預貯金・株式等の贈与を受け、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方や、「相続時精算課税」等の特例を選択した方は、贈与税の申告が必要です。
贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。また、平成24年分の贈与税の申告から、e-Taxも利用できるようになりました。

税理士の 無料申告相談

【日程・会場】右表のとおり
【受付時間】いずれも午前9時30分～11時30分・午後1時～3時30分
【相談時間】いずれも午前9時30分～12時・午後1時～4時

- 24年中に確定申告した方は、提出した確定申告書等の控えをお持ちください。
- 譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。
- 車での来場はご遠慮ください。

新宿税務署管内の方

日程	会場
2月4日(月)～6日(水)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
2月6日(水)～8日(金)	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
2月12日(火)～14日(木)	落合第一地域センター(下落合4-6-7)
2月14日(木)・15日(金)	大久保地域センター(大久保2-12-7)
2月18日(月)～22日(金)	区役所第1分庁舎1階ロビー(歌舞伎町1-5-1)

四谷税務署管内の方

日程	会場
2月1日(金)・4日(月)～6日(水)・25日(月)・26日(火)	東京税理士会四谷支部(四谷3-7-6)
2月4日(月)～8日(金)	牛込算弓地域センター(算弓町15)
2月12日(火)～15日(金)	榎町地域センター(早稲田町85)
2月18日(月)～22日(金)	若松地域センター(若松町12-6)

住民税の申告

◆住民税の申告書をお送りします

平成24年度の住民税(特別区民税・都民税)を申告した方等には、2月8日(金)に25年度の申告書をお送りします。申告が必要な方は、受付期間内に区税務課(本庁舎6階)へ申告してください。申告書は郵送でも提出できます。
収入が一定額以下の方も、申告の内容は国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。

申告書の提出にご協力ください。
【受付日時】2月12日(火)～3月15日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く。火曜日は午後7時まで)
※初日や最終日の申告窓口は大変混雑します。郵送申告もご利用ください。
◆2月24日(日)に区役所で25年度の住民税の申告を受け付けます
【受付時間】午前9時～午後5時